

福岡県公報

平成21年10月30日
第 3 0 3 3 号

目 次

告 示 (第1597号 - 第1635号)

保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 4
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 5
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 5
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 5
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 6
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 6
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 7
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 7

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 8
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 8
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 8
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 9
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 9
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)10
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)10
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)11
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)11
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)11
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)12
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)13
宅地建物取引業者の業務の停止	(建築指導課)13
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)13
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)14
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)14

保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)14
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)15
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)15
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)15
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)16
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)16
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)16
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)17

公 告

産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課)21
争議行為の通知	(労働政策課)21
雑 報		
北九州高速道路に係る料金の弾圧的な割引について (高速道路対策室)	21
審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(教育庁文化財保護課)22
正 誤		
指定介護老人保健施設の許可 (平成21年9月福岡県告示第1438号)		
中正誤	25

告 示

福岡県告示第1597号
 農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字大石86の25、大字本道寺839の1、852
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1598号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市椎木字上椎91の1、字サコ518、534、566、567、571、577の1、593、594、字祝儀627、676、688、690、696、698、700、701、705、706、710、713、714、720から724まで、735、736、748、759、761、763、767、773、774、775の1、775の2、776、777、字水谷784、786の2、793、799から801まで、803、804、812、814、816、821、824から826まで、828から830まで、836、844、846、847、849から851まで、854、856、859の2、860、862から864まで、872、875、880、881、884、894、896、898、916、922、932の1、932の2、939、949、950、字山口谷960、967、969、970、980から983まで、1006、1009、1012の1、1012の2、1014、1017の1、1046、1058、1060の1、1061の1、1061の2、1064、1066、1071から1074まで、1077、1078、1080、1083から1086まで、1087の1、1090の2、1094、1095、1109、1110、1112、1116、1120から1123まで、1128の2、1140、1143、1146、1150、1156、1157、1164、1166、1172、

1174、1193、1196の1、字マガ畑1199、1203の1、1205、1208、1209の1、1210の1、1213、1214の1、1215の1、1218、1220の1、1224の1、1225、1229、1237から1240まで、1243、1245から1247まで、1250から1253まで、1255、1256、1259、1261、1263から1267まで、1269、1271、1273から1279まで、1289

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1599号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡星野村字改正瀑布13560の1から13560の3まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1600号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木松末字中村2157の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1601号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木寒水字クリナラ438、字梅河内466、467

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字クリナラ438・字梅河内466・467（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1602号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字木屋字龍盤魚塚5962、字石轉5986の1、5986の2、5987、6032、

6040の1、6044の1、6050の1、6053の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石轉6050の1、6053の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1603号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町妹川字魚カエリ3322の1、3323

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1604号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町片縄三丁目113番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1605号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー光が丘店

(2) 所在地 福岡県筑紫野市光が丘四丁目1番1号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1606号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー筑後ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県筑後市大字山ノ井字扇田737番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1607号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー大木ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県三潴郡大木町上八院1732番地1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1608号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニーすわの町店

(2) 所在地 福岡県久留米市諏訪野町1903番地21 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の名称及び

住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1609号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー小郡店

(2) 所在地 福岡県小郡市美鈴の杜2街区1号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
-------	-------

株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号
--	---

福岡県告示第1610号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 加布里ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県前原市大字神在1389番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1611号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー那珂川中原店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1612号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西友志免店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目4番1号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1613号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 森林都市ショッピングセンター
 (2) 所在地 福岡県宗像市自由が丘三丁目12番4

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
九電不動産株式会社 代表取締役 武田 守正 福岡県福岡市中央区薬院一丁目13番8号 株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	九電不動産株式会社 代表取締役 武田 守正 福岡県福岡市中央区薬院一丁目13番8号 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1614号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー吉井ショッピングセンター
 (2) 所在地 福岡県うきは市吉井町鷹取字宮井56番1 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1615号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 久留米南ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県久留米市大善寺町宮本456

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1616号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後

株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号
--	---

福岡県告示第1617号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 みいまちショッピングタウン

(2) 所在地 福岡県久留米市御井町字大銃場2233番 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1618号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー宝町店

(2) 所在地 福岡県春日市伯玄町2丁目18番 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1619号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー前原店

(2) 所在地 福岡県前原市浦志一丁目7番7号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1620号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー須恵店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1621号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後

株式会社エスシーシー
代表取締役 大橋 哲彦
東京都杉並区西荻南三丁目14番7号

株式会社エスシーシー
代表取締役 大橋 哲彦
東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1622号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー古賀店

(2) 所在地 福岡県古賀市中央4丁目1-1

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後

株式会社峰製作所 代表取締役 峰 英高 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目3番地12	株式会社峰製作所 代表取締役 峰 敏晃 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目3番地12
--	--

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレ ジェッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

福岡県告示第1623号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市大字内山1431番1、1431番3、1552番2、1552番3、1552番5、1552番6、1627番2、1627番3及び1628番2、字野田453番7、453番8、454番3、455番1、455番2、456番1、466番2、466番7、466番9、466番11、467番1、467番2、470番4、474番10、457番7及び1431番4並びに字平田525番1、526番1から526番3まで、527番1から527番4まで、528番1及び528番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区須崎町2番1号

株式会社 石村萬盛堂 代表取締役 石村 善悟

福岡県告示第1624号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、次の宅地

建物取引業者について次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

免 許 番 号	事務所の所在地、商号及び代表者の氏名	処 分 内 容
福岡県知事 ⁽³⁾ 第13446号	みやま市山川町甲田864 - 2 有限会社三山不動産 代表者 松尾 守	宅地建物取引業務の全部の停止（平成21年11月16日から平成22年4月3日までの139日間）

福岡県告示第1625号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字井手浦字蛸山688の1、字新手692

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1626号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町上横山字納又3302、3303の2、3304、字西ノ谷3323の6、3328の3、3330

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1627号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字大淵字谷浦1342の3、1342の4、1344、1348の1、1352、1353、

字天神山8338の1、8348の1、8349の1、8351、8352、8363の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1628号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

久留米市田主丸町石垣字山王西筋1314の11、1314の27、字鳥越1406の35、1407の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山王西筋1314の11・1314の27・字鳥越1406の35・1407の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1629号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字宝珠山字松山2515、2581の1、2582の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1630号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡上毛町大字東上510、517の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1631号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市上秋月字小原2516の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1632号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市山田字小鹿倉1524の1、1528の1、1528の2、1530の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1633号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市太郎丸字黒ノ元1149番4から1149番6まで、1150番1及び1151番1から1151番8まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯塚市菰田西3丁目17番8号

堤 清

福岡県告示第1634号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 起業者の名称

社会福祉法人甘木山学園

2 事業の種類

甘木山学園交流広場及び駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県大牟田市大字甘木字道運輸地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人甘木山学園は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成21年度本部会計第一次補正予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、社会福祉法人甘木山学園が大牟田市大字甘木字道蓮輪地内において、甘木山学園の交流広場及び駐車場として整備している事業用地の保全を行うものである。

社会福祉法人甘木山学園は、児童養護施設、乳児院、介護老人保健施設及び児童家庭支援センターを設置経営しているが、利用者の利便性の向上を図るため、施設敷地の南側隣接地を借地し、子ども達の遊び場、子ども達と高齢者の交流の場、介護老人保健施設入所者のリハビリ散歩コース等としての交流広場及び自家用車で来所する施設利用者の家族等のための駐車場を整備しているところである。

交流広場及び駐車場は、当該法人の施設運営上、必要不可欠なものであるが、このたび、借地している土地の一部について、土地所有者から借地契約の解除を求められている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、本件事業の施行により、恒久的に交流広場及び駐車場として利用できることから、安定的な施設運営の確保が図られ、もって地域の児童福祉及び高齢者福祉サービスの維持向上に資するものである。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、既に起業地を交流広場及び駐車場の敷地として利用していることから、環境に与える特段の影響はないと認められる。

ウ 本件事業に係る起業地は、交流広場及び駐車場の敷地として必要最小限の範囲と認められる。また、本件事業は既に交流広場及び駐車場として整備済みの事業用地を買収により保全するものであり、新たな土地を別途求めた場合の社会的、

技術的、経済的条件を勘案して決定したことが認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、土地所有者から借地契約の解除を求められており、事業用地の保全措置を講じなければ当該法人の施設運営に重大な支障を来すおそれがあることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められる。

さらに、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、社会福祉法人甘木山学園から申請のあった甘木山学園交流広場及び駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

大牟田市役所（都市整備部土木建設課）

福岡県告示第1635号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 起業者の名称

北九州市

2 事業の種類

北九州都市計画都市高速鉄道事業4号（九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線）に伴う九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線に係る仮線工事（福岡県北九州市八幡西区折尾五丁目地内から同区西折尾町地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

福岡県北九州市八幡西区折尾五丁目地内から同区西折尾町地内まで

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、北九州都市計画都市高速鉄道事業4号（九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線）に伴う九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線（以下「JR鹿児島本線」という。）の北九州市八幡西区長崎町地内から同区美吉野町地内までの2,144mの区間の高架化事業（以下「本体事業」という。）に欠くことができない、同区堀川町地内から同区西折尾町地内までの延長645mの区間を全体計画区間とする「JR鹿児島本線仮線工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本体事業については、北九州都市計画都市高速鉄道事業4号九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線及び5号九州旅客鉄道株式会社筑豊本線（以下「折尾駅周辺連続立体交差事業」という。）が都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の都市計画事業の認可を受けて事業を施行していることから、同法第69条の規定により、土地収用法第3条各号の一に規定する事業に該当するものとみなされ、同法の規定が適用されるとともに、都市計画法第70条の規定により、当該認可をもって土地収用法第20条の規定による事業の認定に代えるものとし、当該認可の告示（平成17年3月福岡県告示第387号）をもって土地収用法の規定による事業の認定の告示とみなされる。すなわち、本体事業は折尾駅周辺連続立体交差事業の一部をなすもので

あることから、当該認可の告示をもって土地収用法の規定による事業の認定の告示とみなされるが、本件事業は当該認可を受けた本体事業の範囲外のため、土地収用法の規定に基づき、事業の認定の申請があったものである。

本件事業は、本体事業の施行期間中も「JR鹿児島本線」について公共交通機関としての機能を維持するために仮線を敷設する附帯工事であり、本体事業のために欠くことができない施設に関する事業であることから、土地収用法第3条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

(1) 述べたように、本体事業は都市計画事業の認可を受けた折尾駅周辺連続立体交差事業の一部をなすものであることから、起業者である北九州市は本体事業を施行する権限に加え、これを遂行する十分な意思と能力を有すると認められ、本体事業を施行するために欠くことができない本件事業についても、これを遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

折尾駅周辺連続立体交差事業は、折尾駅を含む「JR鹿児島本線」、九州旅客鉄道株式会社筑豊本線（以下「JR筑豊本線」という。）及び鹿児島貨物線（「JR筑豊本線」と「JR鹿児島本線」を直接結ぶ支線。以下「短絡線」という。）を高架化し、9箇所を平面踏切を除却することにより、道路と鉄道との平面交差に起因する慢性的な交通渋滞の緩和及び踏切事故の危険性の解消を図るとともに、折尾地区の一体的な市街地形成を図ること等を目的とする事業であり、本体事業はその一部をなすものである。

北九州市においては、市街地を東西に横断する「JR鹿児島本線」と、周防灘に沿って南北に縦断する九州旅客鉄道株式会社日豊本線が市内鉄道網の骨格をなし、これに直方市及び飯塚市を經由して筑紫野市へ至る「JR筑豊本線」と田川市を經由

して大分県日田市へ至る九州旅客鉄道株式会社日田彦山線等有機的に接続して幹線鉄道網を形成している。

J R鹿児島本線は、北九州市門司区の門司港駅を起点とし、福岡市博多区の博多駅、熊本県熊本市の熊本駅等を経由して同県八代市の八代駅までと、鹿児島県薩摩川内市の川内駅から同県鹿児島市の鹿児島駅までを結ぶ営業距離281.6 kmの幹線鉄道である。また、北九州市八幡西区内の折尾駅においてJ R筑豊本線及び短絡線と接続し、同市内だけでなく福岡県筑豊地域方面への旅客輸送手段としても重要な役割を果たしている。

しかしながら、折尾地区の中心部においては、J R鹿児島本線が盛土構造で東西に横断し、また、J R筑豊本線と短絡線が地上レベル（構造物の築造を伴わない平面的な軌道配線をいう。）で南北に縦断しているため、市街地が分断され、折尾駅周辺の一体的な市街地形成が妨げられているばかりではなく、自動車をはじめとする都市交通の円滑な流れが阻害され、踏切を通過する車両のために慢性的な交通渋滞が発生しており、折尾地区市街地の均衡ある発展を妨げる大きな要因となっている。

折尾駅周辺連続立体交差事業の完成により、折尾地区の慢性的な交通渋滞の緩和及び踏切事故の危険性の解消が図られるとともに、道路と鉄道の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することで、都市機能の健全化が図られる。

また、折尾駅周辺連続立体交差事業が折尾駅周辺総合整備計画において折尾土地区画整理事業及び街路事業と併せて施行されることにより、これまで鉄道により分断されていた折尾地区市街地の一体化による均衡のとれた発展が促進され、「北九州市ルネッサンス構想」に基づく「西部アカデミアゾーン」として相応しい折尾地区市街地の総合整備を図ることができる。

本件事業は、本体事業の施行期間中もJ R鹿児島本線の公共交通機関としての機能を維持するために、J R鹿児島本線の現在線に沿った隣接地等を一時使用し、その土地に仮線を敷設することで、現在線と同等の列車の運行状況を確保することを目的とする事業であり、安全かつ安定的な輸送を確保するために、本体事業を施行するうえで必要不可欠なものである。

なお、本体事業及び本件事業が生活環境等へ与える影響については、折尾駅周

辺連続立体交差事業について環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）に定める環境影響評価の対象事業となっていないものの、起業者である北九州市が列車の運行並びに本体事業及び本件事業の施行に起因する環境に与える影響について、任意で現地調査や既存資料等を基に検討を行っている。

その結果によると、騒音及び振動については列車の運行時には環境基準等を達成することが予測されている。また、日照については一部に日照障害が生じると予測されるものの、設計段階で検討を行い、適切な対策を講じることとしている。さらに、電波については一部に電波障害が予測されるものの、工事前に現地調査を行い、その結果を踏まえて適切に対策を講じることとしている。

以上のことから、折尾駅周辺連続立体交差事業の一部をなす本体事業及び本体事業を施行するために欠くことができない本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

アで述べたように、本体事業及び本件事業の施行に起因する環境に与える影響について、起業者が任意で現地調査や既存資料等を基に検討を行った結果によると、希少な動植物に与える影響については、本体事業及び本件事業の区間には、分布は特に認められないこと等から、自然環境に与える影響は小さいと考えられる。

また、本体事業及び本件事業の区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

以上のことから、本体事業及び本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

（ア）本体事業

折尾駅周辺連続立体交差事業における鉄道の立体化計画の決定に当たっては、路線を現位置において立体交差させる配線である「現位置立体化案」と路線を必要最低限迂回させる「迂回ルート案」の2案について比較検討がなされている。

「現位置立体化案」については、立体化方式は「JR筑豊本線3階高架+短絡線2階高架+JR鹿児島本線2階高架」の組み合わせによる全線高架方式とし、施工方式はJR筑豊本線及び短絡線を別線工法、JR鹿児島本線を仮線工法とする工法が採用されている。しかし、高架化に当たり、一般国道3号及び県道有毛引野線の各道路橋の桁下空間が不足するため、各道路について約4mの高上げが必要となり、さらに、短絡線は現規定の最小曲線半径に基づいて高架化すると、駅部がJR鹿児島本線及びJR筑豊本線の駅部から一層分離されるという課題がある。

これに対し、「迂回ルート案」は、JR鹿児島本線は現位置のまま、JR筑豊本線及び短絡線を必要最低限迂回させるものであり、道路の高上げが不要となるほか、住環境整備事業と一体的に施行することで用地補償費も削減でき、3線の駅部も集約されるなど、「現位置立体化案」の課題を解決でき、合理的な案である。

以上2案について総合的に比較検討した結果、社会的、経済的観点において合理的であると判断される「迂回ルート案」により、折尾駅周辺連続立体交差事業は施行されるものである。

本体事業は、この迂回ルート案による折尾駅周辺連続立体交差事業においてJR鹿児島本線を高架化するものである。折尾駅周辺連続立体交差事業は、平成16年10月15日付け北九州市告示第394号で、JR鹿児島本線及びJR筑豊本線について北九州都市計画都市高速鉄道として都市計画変更決定された都市計画と整合しているものである。

(イ) 本件事業

本体事業の施行期間中もJR鹿児島本線について公共交通機関としての機能を維持するために、現在線と同等の列車の運行状況を確保できる必要最小限の曲線半径により現在線と分岐・接続し、本体事業に支障なく列車の運行ができる必要最小限の離隔及び幅員を確保した仮線を、現在線に隣接して敷設することとし、本件事業の全体計画区間についてルートの検討が行われている。

仮線の位置は、現在線の北側又は南側に敷設する2案が考えられるが、JR筑豊本線の計画線トンネル部の築造がJR鹿児島本線の南側から進められてい

るため、北側以外に敷設できる場所はない。また、現在線の北側には一般国道199号(旧道)が並走しており、都市計画事業による拡幅が予定されているため、仮線敷設可能な用地は、現在線と一般国道199号の間にあるJRの保材線、基地線、関連施設等の敷地及び民有地が最も近隣住民に与える影響が小さいことが認められる。

よって、本件事業の申請案のルートは必然的に現在線の北側に仮線を敷設するものとなるが、当該ルートは施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 申請事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、折尾駅周辺連続立体交差事業の完成により、折尾地区の慢性的な交通渋滞の緩和及び踏切事故の危険性の解消が図られるとともに、道路と鉄道の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。また、地域の商工経済団体、企業等で構成される「北九州市鉄道立体化まちづくり促進期成会」から折尾駅周辺連続立体交差事業を中心とした折尾地区の総合的な整備促進が強く要望されている。

以上のことから、できるだけ早期に折尾駅周辺連続立体交差事業の一部をなす本体事業及び本体事業に欠くことができない本件事業を施行する必要性があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、本件事業に要する期間は、本体事業の施行期間中、JR鹿児島本線につ

いて公共交通機関としての機能を維持するために、必要な仮線を敷設してから撤去するまでの一時的なものであることから、当該期間における使用が相当であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、北九州市から申請のあった北九州都市計画都市高速鉄道事業4号（九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線）に伴う九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線仮線工事（福岡県北九州市八幡西区折尾五丁目地内から同区西折尾町地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所
北九州市建設都市局折尾総合整備事務所（工事課）

公 告

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置について環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社久嶋工業
八女市上陽町下横山5039番地2
代表取締役 久間候晴
- 2 施設の種類及び処理能力

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令300号）第7条第14号口に規定する最終処分場（安定型最終処分場）

埋立可能範囲 17,660㎡

埋立容量 248,314㎡

3 設置場所

八女市上陽町下横山字池谷5043番外1筆

4 指定地域

久留米市高良内町、山本町豊田、山本町耳納、草野町吉木、草野町矢作、草野町草野及び田主丸町中尾のそれぞれ一部、八女市上陽町下横山及び上陽町上横山のそれぞれ一部並びに八女郡広川町小椎尾の一部

上の地域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課

6 閲覧の期間

公告の日から平成21年11月30日まで

公告

自治労連北九州市病院局パート・嘱託職員労働組合から、春闘要求等に関して、平成21年11月10日午前零時以降、その組合員の従事する次の職場（北九州市立門司病院、北九州市立医療センター、北九州市立八幡病院、北九州市立若松病院）の全部において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成21年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第4号

平成20年10月31日付福岡北九州高速道路公社公告第8号（以下「公告」という。）3(2)イ及び3(3)イに基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成21年10月30日

福岡北九州高速道路公社
理事長 渡 口 潔

- 1 北九州高速一般向けマイレージ割引の弾力的なポイントの付与
公告3(2)イ で定める表の基本ポイントの欄中「1ポイント」を「6ポイント」に変更する。
- 2 北九州高速コーポレートカード割引の弾力的な割引
公告3(3)イ で定める表の割引率の欄中「3%」を「7%」に、「6%」を「10%」に、「12%」を「16%」に、「18%」を「22%」にそれぞれ変更する。
- 3 実施する期間
平成21年11月1日から平成22年3月31日までとする。

福岡県文化財保護審議会公告

福岡県の文化財保護に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総人第299号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成21年10月30日

福岡県文化財保護審議会会長 小 田 富士雄

- 第1 意見募集の対象となる建議（答申）案
福岡県における今後の文化財保護行政の在り方についての建議案
- 第2 建議（答申）案の要旨
文化財の保護に関する基本的な考え方
 - 1 文化財の体系・保護制度と総合的な把握
 - (1) 文化財の体系
 - (2) 文化財の保護制度
 - (3) 文化財の総合的な把握
 - 2 文化財の意義と歴史・文化遺産の継承
 - (1) 文化財の意義

(2) 歴史・文化遺産の継承

3 文化財の保存・活用

- (1) 確実な保存に向けて
- (2) 積極的な活用

各分野における文化財保護の在り方

1 有形文化財

- (1) 建造物
- (2) 美術工芸品

2 無形文化財

3 民俗文化財

- (1) 無形の民俗文化財
- (2) 有形の民俗文化財

4 記念物

- (1) 史跡
- (2) 名勝
- (3) 天然記念物

5 文化的景観

6 伝統的建造物群

7 選定保存技術

8 埋蔵文化財

文化財の保存と活用の基本的方策

1 保存・活用の推進体制の整備

- (1) 組織体制の整備
- (2) 防災・防犯・管理体制の整備
- (3) 人材育成と資質向上

2 関係機関等との連携

- (1) 市町村との連携
- (2) 関係省庁・部局、他県等との連携
- (3) 学校との連携

(4) 民間・NPO、大学等との連携

(5) ネットワークの構築

3 地域の活性化に向けた活用

(1) 地域おこし・まちづくり

(2) 歴史的特性に沿った活用

4 普及啓発・情報発信

(1) 公開の促進

(2) 広報活動の充実

(3) 各種講座・イベントの充実

第3 建議（答申）案の閲覧場所等

- 1 県民情報センター（福岡市博多区東公園7 - 7 福岡県庁内）
- 2 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区域内7 - 8 小倉総合庁舎内）
- 3 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642 - 1 久留米総合庁舎内）
- 4 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8 - 1 飯塚総合庁舎内）
- 5 京築県民情報コーナー（行橋市中央1 - 2 - 1 行橋総合庁舎内）
- 6 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

第4 意見書の提出期間

平成21年10月30日（金）から平成21年11月13日（金）まで（必着）

第5 意見書の提出方法

別紙意見書に記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出のこと。

第6 意見書の提出先

福岡県教育庁総務部文化財保護課

（住所）〒812 - 8575 福岡市博多区東公園7 - 7

（ファクシミリ）092 - 643 - 3878

（電子メール）kbunkazai@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ）092 - 643 - 3875

「福岡県における今後の文化財保護行政の在り方について（建議案）」への意見

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
項目 （ について）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、できる限り1項目1枚とし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校等の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考												
					上	下														
21・9・25	3019	告示	1438	3					正	<table border="1"> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>介護保険 事業所番号</th> <th>施設の名称 及び所在地</th> <th>開設者の名称</th> <th>許 可 年 月 日</th> </tr> <tr> <td>介護老人保健 施設</td> <td>4057380125</td> <td>介護老人保健施設こも れび 京都郡苅田町大字法正 寺568番地</td> <td>医療法人 白寿 会苅田病院</td> <td>平成21年9月1日</td> </tr> </table>	サービスの種類	介護保険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称	許 可 年 月 日	介護老人保健 施設	4057380125	介護老人保健施設こも れび 京都郡苅田町大字法正 寺568番地	医療法人 白寿 会苅田病院	平成21年9月1日
										サービスの種類	介護保険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称	許 可 年 月 日						
									介護老人保健 施設	4057380125	介護老人保健施設こも れび 京都郡苅田町大字法正 寺568番地	医療法人 白寿 会苅田病院	平成21年9月1日							
									誤	<table border="1"> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>介護保険 事業所番号</th> <th>施設の名称 及び所在地</th> <th>開設者の名称</th> <th>許 可 年 月 日</th> </tr> <tr> <td>介護老人保健 施設</td> <td>4057380125</td> <td>介護老人保健施設こも れび</td> <td>医療法人白寿会</td> <td>平成21年9月1日</td> </tr> </table>	サービスの種類	介護保険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称	許 可 年 月 日	介護老人保健 施設	4057380125	介護老人保健施設こも れび	医療法人白寿会	平成21年9月1日
サービスの種類	介護保険 事業所番号	施設の名称 及び所在地	開設者の名称	許 可 年 月 日																
介護老人保健 施設	4057380125	介護老人保健施設こも れび	医療法人白寿会	平成21年9月1日																